

障害者自立支援対策臨時特例 交付金に関するQ & A

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

Q 1 今回の障害者自立支援対策臨時特例交付金はどのような趣旨で措置されたのか。

A 1 障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会を構築することを目指し、本年10月に本格施行されたところであり、この法を着実に定着させていくことが必要である。しかしながら、定率負担の導入や事業者への報酬の日払い化など本改革が抜本的なものであったことから、法の施行後もさまざまな意見が存在したところであり、こうしたさまざまな意見に対して、自立支援法の枠内で、かつその趣旨に沿ったものとする事、施行直後であることに鑑み報酬単価の変更は行わないこと、を基本的な考え方のもとに以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じたこととしたものである。

- ① 利用者負担の更なる軽減
- ② 事業者に対する激変緩和措置
- ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置

なお、①については19年度（及び20年度）当初予算で対応し、②及び③については18年度補正予算（障害者自立支援対策臨時特例交付金）で対応することとしたものである。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>

Q 2 「国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業」とは、どの時点をいうのか。

A 2 負担（補助）を受けて事業に着手しているもののほか、国による国庫負担（補助）の決定（内示を含む）を受けているものについては、対象外とする。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>

Q 3 自治体独自の取組みとして、個人に金銭給付を行うことや利用者負担等個人の負担を直接的に軽減するために使用して差し支えないか。

A 3 個人に対する金銭給付やサービス利用に伴う利用者負担金に対して特別対策事業から給付することは、今次の特別対策において、当事者、事業者、自治体関係者など各方面の意見や要望等を踏まえ、国において更なる軽減措置を講じることとしたものであり、また、個人に対する金銭給付についても、今般の交付金事業において必要な措置を盛り込んでいるところから、国費を用いて行うことは認められない。

<障害福祉課企画法令係>

Q 4 障害者自立支援対策臨時特例交付金を受けの際、18年度中に都道府県は基金を造成しなければならないのか。

A 4 障害者自立支援対策臨時特例交付金は、平成18年度に基金を造成することを目的として交付するものであり、平成18年度中に基金を設置する必要がある。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>

Q 5 障害者自立支援対策臨時特例交付金は、なぜ基金を造成することとしたのか。

A 5 今回補正に計上した障害者自立支援対策臨時特例交付金については、障害者自立支援法の円滑な運営を図るため、新たな事業に直ちには移行できない事業者を経過的に支援するとともに、法施行当初の緊急的な需要に対応するための特別対策を講ずることが必要であるという事由に基づき、平成18年度中に同法の円滑な実施を図るための基金を造成することにより、平成18年度から平成20年度までの間、各自治体の判断により計画的な支援を行うことができるようにしたものである。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>

Q 6 事業者に対する激変緩和措置は、実施しなければならないのか。

A 6 今回の改善策の趣旨・経緯に鑑み、事業者に対する激変緩和措置及び小規模作業所緊急支援事業（110万円の助成）については、対象となるすべての自治体において実施される必要があり、また、自治体間での取り扱いの公平性の観点から、就労意欲促進事業（工賃控除見直しに伴う給付事業）、デイサービス事業等緊急移行支援事業及びその他法施行に伴い緊急に必要な事業のうち進行性筋萎縮症者給付事業受給者に対する激変緩和措置についても、全国において実施される必要があると考えている。

<障害福祉課居住支援係>

Q 7 地域生活支援事業の実施要綱記載の「経過的デイサービス、経過的精神障害者地域生活支援センター」の取扱いはどうなるのか。

A 7 経過的デイサービス、経過的精神障害者地域生活支援センターの取扱いについては、既に地域生活支援事業の実施要綱にお示ししているとおり、平成18年度限りの措置としているところ。今回の障害者自立支援対策臨時特例交付金により、平成19年度及び20年度については、デイサービス緊急移行支援事業及び精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業として実施を可能としたところであり、各自治体においては、個別給付や地域活動支援センターへの積極的な移行を図りつつ、本交付金を活用されたい。

＜地域生活支援室地域生活支援事業係＞

Q 8 グループホームケアホームの整備など特別対策事業から障害者関連施設の施設整備費や土地の取得費に支出することは可能か。各地域では障害者の地域移行の受け皿が不足している実態があり、支出を可能とすべきであると考えが如何。

A 8 グループホーム、ケアホームについては、その施設整備は従前から補助対象としていないことから、今回の立ち上げ支援でも、あくまでアパート等を借り上げた場合の改修費のみを対象とするものであり、施設自体の整備や土地の取得費については、対象とはならない。

＜障害福祉課福祉財政係＞

Q 9 事業運営円滑化事業における旧体系と新体系の保障の考え方如何。

A 9 事業運営円滑化事業については、事業者に対する激変緩和措置として実施するものであるが、旧体系における激変緩和措置としては、従前の月払い方式による報酬額の80%を保障する激変緩和加算の保障額を90%まで引き上げた場合に、当該激変緩和加算による加算額との差額を助成するものであって、これまでの80%保障と同様、日払い方式導入に伴う利用者の人日を保障するとの考え方である。

一方、新体系移行時における激変緩和措置としては、新体系への移行後の平均単価が、新体系へ移行した月の前月の旧体系における平均単価の90%を下回る場合に、その差額を助成するものであって、これは、新体系移行後において旧体系における報酬水準の90%を保障するとの考え方によるものである。

<障害福祉課居住支援係>

Q 10 通所サービス利用促進事業の考え方如何。

A 10 通所サービスにおいて送迎を実施している場合については、本来、一定程度の利用者数が確保できていれば、当該経費を賄うことは可能なものと考えているところであるが、新体系への移行が始まった時期においては、新体系についても旧体系についても、十分な利用者数の確保等が困難な状況であることから、通所サービス利用者の安定的な確保と、通所サービス利用を促進する観点から、障害者自立支援法の施行から間もない時期において、週3回以上かつ1回の送迎の利用者が一定程度以上である送迎サービスを実施している場合に限り、その経費を助成しようとするものである。

なお、助成する額については、現在関係方面との調整を含め検討中であるが、実効性のある助成となるようにしたいと考えている。

<障害福祉課居住支援係>

Q11 障害者自立支援基盤整備事業は、整備後に引き続き経過措置の適用を受ける施設を対象としてよいか。

A11 新体系におけるサービスの基盤整備を図るという趣旨に鑑み、引き続き経過措置の適用を受ける施設への補助は好ましくないが、やむを得ない事由がある場合においては、各自治体の実情に応じ判断されたい。

<障害福祉課福祉財政係>

Q12 障害者自立支援基盤整備事業は、公立施設を対象としてよいか。

A12 原則として民間法人を優先すべきであるが、各自治体の実情により必要性がある場合には対象とすることも可能とする。

<障害福祉課福祉財政係>

Q13 障害者自立支援基盤整備事業は、NPO法人、株式会社等、社会福祉施設等施設整備費の対象となっていない団体についても、対象としてよいか。

A13 対象としてよい。

<障害福祉課福祉財政係>

Q14 グループホーム・ケアホーム整備推進事業としての敷金・礼金について、将来返還された場合にどのように取り扱うべきか。

A14 敷金・礼金については、いわゆる保証金的預け金であって、事業費的な性格を有していないことから、一般的には公的助成の対象とはならないものであるが、今般の特別対策においては、政策的に一定程度のグループホーム・ケアホームが新たに設置されることを促進するために、助成の対象としたところ。

しかしながら、敷金・礼金は、借入期間が終了すると保障分を差し引くなどして返金される場所であるので、今般の特別対策についても、基金が解散後においても返金等があった場合については、国庫へ返納する必要がある。

ただし、返金後直ちに再度敷金・礼金として差し入れるなど、実質的に事業が継続している場合については、この限りでない。

<障害福祉課居住支援係>

Q15 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業の実習受入先は、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所等でもよいか。

A15 就労移行支援や就労継続支援は、障害者がこれらの事業所を利用し、就労能力の向上等を図ることが本務であることから、対象としない。

<障害福祉課就労支援係>

Q16 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業の受入企業の選定方法如何。

A16 就労移行を熱心に行っている施設から推薦していただく方法や、公募する方法等が考えられるが、効率的な職場実習を推進するためにも、本事業の対象企業は職場実習受入の経験がある企業であることが望ましい。

<障害福祉課就労支援係>

Q17 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業の実習受入先について、『「職場実習受入企業」として広く公表』とあるが、具体的にどのような方法により広く公表するのか。

A17 職場実習受入企業として本事業を活用した企業においては、原則いつでも職場実習を受け入れることができる状況にあることから、これを積極的に活用するため、受入企業における受入可能人数や実習内容などの情報を、定期的に、授産施設、就労移行支援事業、就労継続支援事業等への周知はもとより、自治体のHPなどの広報媒体への掲載、ハローワークや養護学校、地域の就労支援ネットワークへの情報提供など、幅広く公表していただきたい。

<障害福祉課就労支援係>

Q18 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業は、1企業あたり何回まで利用可能か。

A18 1回のみ利用可能である。

<障害福祉課就労支援係>

Q19 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業の職場実習の受入状況は、報告が必要か。

A19 毎年度報告していただくことを予定している。

<障害福祉課就労支援係>

Q20 相談支援体制整備特別支援事業における特別アドバイザー派遣事業の趣旨等について。

A20 特別アドバイザー派遣事業は、全国全ての地域において、早急に地域における相談支援体制を整備・確立するために、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの配置に加えて、先進地域等のノウハウを具体的に取り入れるために、相談支援体制の立ち上げ時に集中的に実施するものであり、各都道府県において実施していただきたいと考えている。

なお、特別アドバイザーの招聘に当たっては、上記の趣旨に鑑み、2年間にわたり毎月定期的な招聘を行うだけでなく、19年度に集中して実施したり、一定期間集中的に招聘するなどの工夫を地域の実情に応じて講ずること。

<障害福祉課相談支援係>

Q21 相談支援体制整備特別支援事業における特別アドバイザーと都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーとの違いや役割分担等について。

A21 都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザー（以下、「県アドバイザー」という。）は、県又は圏域に配置され、担当圏域（市町村）を訪問して地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を恒常的に行うことを想定。

特別アドバイザーは、都道府県全体でのシステムづくりや県アドバイザーと連携して特に相談支援体制が遅れている圏域（市町村）にピンポイントで指導・調整を行うことが期待される。例えば、当該地域に一定期間滞在して、自治体（地域自立支援協議会）等とともに地域診断を行うなどして、具体的な地域づくりに向けた方策の策定等に関与することも想定される。

また、都道府県においては、県内のアドバイザーや相談支援従事者の連絡会議等を定期的に開催することが望ましいと考えており、連絡会議等で特別アドバイザーから助言や研修を受けることも想定される。

<障害福祉課相談支援係>

Q22 相談支援体制整備特別支援事業における特別アドバイザーの担い手について。

A22 地域の実情や目的に応じて、以下のイメージを参考に各都道府県で選考されたい。

- ① 地域の相談支援体制整備やネットワークづくりに実績を有する者。具体的には、相談支援従事者研修の全国研修や各県研修の講師のうち地域で実践している者等が想定される。
- ② 地域の相談支援体制整備やネットワークづくりに実績を有する者で、近県又は県内で活動し、定期的な巡回指導等が可能な者。
- ③ 専門家、学識経験者を中心に、地域が抱える課題に即した特定分野（地域生活移行、グループホーム立ち上げ、退院促進、成年後見、就労支援等）に絞った密度の濃い支援や連絡会議等での講師を担える者。

<障害福祉課相談支援係>

Q23 相談支援体制整備特別支援事業における相談支援事業立ち上げ支援事業は、例えば、都道府県が行う発達障害者支援センターの立ち上げについても助成対象となるのか。

A23 地域（市町村）の相談支援体制の構築が主たる目的であるので、障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の新たな立ち上げ、充実強化や3障害の相談機能の統合に伴う設備整備等に対する支援を想定しているが、地域の実情に応じて、発達障害者支援センター等の立ち上げ時の設備整備等についても対象として差し支えない。

<障害福祉課相談支援係>

Q24 相談支援体制整備特別支援事業における相談支援事業立ち上げ支援事業の具体的な助成対象経費は何か。

A24 相談支援事業の立ち上げのために必要な設備整備。
具体的な設備整備としては、例えば、

- ・訪問相談のための自動車
- ・事務用機材（パソコン、ファクシミリ、事務机等）

が考えられる。

<障害福祉課相談支援係>

Q25 相談支援体制整備特別支援事業におけるピアサポート強化学業の具体的な助成対象経費は何か。

A25 地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業を実施するために必要な器具等の購入費。
具体的な器具としては、例えば

- ・パソコン教室を行うためのパソコン、机、いす、ホワイトボード等
- ・音楽教室やバンド活動を行うための楽器、アンプ等
- ・スポーツ（教室）を行うためのボール等のスポーツ用品（個人を対象としたウェアや運動靴等は除く。）
- ・陶芸（教室）を行うための電気窯や電動ろくろ等

が考えられる。

なお、今回の助成は、事業の立ち上げ等に当たり一時的に必要な器具の購入等を支援するものであり、講師の旅費・謝金等の事業を運営するための経費は対象外であるので留意すること。

<障害福祉課相談支援係>

Q26 相談支援体制整備特別支援事業における事業の立ち上げ支援について、現在、使用している器具の更新は助成対象となるか。

A26 今回の助成は、事業の立ち上げ等に当たり一時的に必要となる機材の購入等を支援するものと考えている。ただし、参加者のニーズに応じて新たな内容を加えたり、器具を更新しないと活動が継続できない場合等については助成対象として差し支えない。

<障害福祉課相談支援係>

Q27 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業と18年度事業である「障害者保健福祉推進事業等」中の事務費補助である「障害者自立支援法施行円滑化事務等」との関係如何。

A27 18年度事業である「障害者自立支援法施行円滑化事務等」（以下「18年度事業」という。）と今回の特別対策事業である「障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業」（以下「特別支援事業」という。）とは、ともに障害者自立支援法（以下「法」という。）の施行に伴う一時的な経費を対象した助成事業であり、18年度は次に記載する対象経費の区分により各々の事業から助成し、19・20年度は特別支援事業により助成を行う。

《国庫補助割合は、18年度事業は1／2、特別支援事業は10／10》

- ・18年度事業・・・法の10月施行に係る経費など、18年度当初から既に着手又は執行している一時的な経費。
- ・特別支援事業・・・18年度分のうち特別対策の実施に伴う広報啓発やシステム改修費等の一時的な経費

なお、特別支援事業の対象となる経費のうち18年度執行分については、19・20年度の特別支援事業の対象とはできないことから、都道府県においては、管内市町村の執行見込み等を勘案して、必要に応じて18年度補正予算において補助事業費を計上するよう配慮願いたい。

<企画課自治体支援担当>

Q28 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業で19年10月稼働の国保連合会の支払システムに接続するシステムの開発・改修等を19年度に行った場合は、特別対策事業の対象となるのか。

A28 19年度に開発・改修等する場合は、19年度の障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業の対象となる。

なお、18年度において既に開発・改修等に着手し、18年度中に完了する場合は、原則として18年度事業の対象となる。

<企画課自治体支援担当>

Q29 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業において特別対策の実施に伴い、一時的な経費だけでなく、受給者証の再発行など多額の運用経費が必要となる。

これら事業の実施に伴う運用経費については対象とならないのか。

A29 特別対策がなければ、事務処理の必要がなかったと認められるものについては、特別対策に伴う一時的な経費として、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業の対象としても差し支えない。(前倒しとなるだけの事務は対象とならないこと。)

<企画課自治体支援担当>

Q30 その他法施行に伴い緊急に必要な事業における事業者コスト対策については、具体的にどのようなものを助成の対象として想定しているのか。

A30 事業者コスト対策については、今回の障害者自立支援法の施行に伴って、各事業者において著しく増加しているコストを助成することを考えているところである。

すなわち、助成すべきコストについては、その発生要因が主に18年度中の、しかも法の施行に伴うものに限定される必要があるところである。具体的には、個々の事業者によって若干の違いがあることは想定されるが、法施行後の報酬等の請求などに関連するものとして、以下のような経費が考えられる。

- ① 会計処理のためのシステムの改良に要する経費
- ② 会計処理のためのシステムの購入費
- ③ 会計等の事務処理のための非常勤職員の経費

なお、そもそも本特別対策が、移行初期段階で事業者へ支援することで円滑な新体系への移行を推進するものであることから、主として18年度を対象としているが、新体系への移行に伴う経費の支払いが19年度に及ぶものについても対象として良いものと考えている。

また、18年度の社会経済情勢の変化に伴うコストの増加については、18年10月の法施行に伴うコストの増加の一部として助成する経費に含めることも可能としているところであるが、これらのうち著しいコストの増加に繋がるものとしては、原油価格の高騰に伴う冬期の暖房に必要な燃料の購入費の増加が考えられるところである。

いずれにせよ、社会経済情勢の変化に伴うコストの増加として助成できる経費は、極めて他動的な要因によるものであり、かつその影響による経費の増加を抑制することができないという特殊性があるなど、その対象経費は限定的に取り扱うべきものとする。

<障害福祉課居住支援係>